

教科書採択区に関する請願

2015年7月31日

川崎市教育委員会
委員長 峪正人 様

教育に憲法を生かす川崎市民の会
共同代表 畑 谷 嘉 宏
江 田 雅 子
川崎市多摩区登戸3398-1
三井生命登戸ビル5階
川崎北合同法律事務所
TEL044-931-5721
FAX044-931-5731

第1 請願の趣旨

現行の4採択区を維持し、将来的には住民の生活圏である7つの区それぞれを採択区にするようにして下さい。

第2 請願の理由

1 児童・生徒の生きる力を育む学びのためには、児童・生徒の教育条件に適切に対応した教科書が選択されなければならないと考えています。

児童・生徒の生活する地域の社会・経済的諸条件に裏打ちされた教育条件は、各区において大きな差異を生じています。

就学援助の認定者数では、各区において大きな差異が認められます。児童・生徒の長期欠席者の数字で見ても同じ傾向が見られます。

各区において大きな差異が認められる中でも、川崎区は他の区と際違った違いを見せており、幸区と中原区、高津区と宮前区、多摩区と麻生区は、それぞれ比較的似通っていて、現在の4つの採択区にグループ分していることの合理的根拠を示しているものと言えます。

しかし、各区において大きな差異が認められる訳ですから、各区ごとの教育条件を考慮して適切な教科書を選定することができるように、採択区を各区ごとにしていく必要があると考えます。

2 文科省においても、昨年、採択区を郡単位から市町村単位にするという改正が行なわれており、採択区が住民の日常生活圏に合わせられるようになっていきます。これは政令市で区を設置している川崎市においては住民の日常生活圏である区が採択区になるべきであるとの方向を示しています。

3 川崎市において、4つの採択区があるのに、多くの教科で、同じ教科書が選定されてきたからといって、4つの採択区を廃止しようというのは本末転倒であり、採択区を住民の日常生活圏に合うようにしていこうという方向に逆行するものです。

むしろ、採択区ごとの教育条件に見合った適切な教科書の選定への工夫と努力こそが求められているのではないのでしょうか。

